

## 第3節 その他の保健医療従事者の確保・育成

### 【基本的な考え方】

- 島根県における保健医療従事者については、多くの職種において不足や地域偏在がみられます。そのため、医療の高度化や社会環境の変化、保健医療ニーズの多様化などの将来の需給動向を考慮しながら、保健医療従事者の確保と適切な配置に努めます。
- 県民のニーズに適切に対応し、地域で安心して生活できる医療を確保するために、これらを支える保健医療従事者を養成・確保し、資質を向上させていきます。
- 平成26(2014)年の医療法改正により、医療機関の管理者が医療従事者の勤務環境の改善に取り組むことが努力義務とされたことから、島根県においても平成27(2015)年4月に「医療勤務環境改善支援センター」を設置し、引き続き医療従事者が健康で安心して働ける環境整備を支援します。
- 看護職員の確保については、「県内進学促進」「県内就業促進」「離職防止・再就業促進」「資質向上」の4本柱で、地域住民や、市町村、病院などの各施設、看護師等学校養成所、島根県看護協会など広く関係者と連携して推進します。
- その他の職種については、地域や職種ごとの課題に応じた確保、定着を図るため、関係団体等と連携、協力した取り組みを行います。

### 【現状と課題】

#### (1) 看護職員

- 令和2(2020)年の県内の就業看護職員数は、実人員で、保健師536人、助産師340人、看護師9,083人、准看護師2,698人で、人口10万対では、保健師79.9人(全国44.1人)、助産師50.7人(全国30.1人)、看護師1,353.4人(全国1,015.4人)、准看護師402.0人(全国225.6人)といずれの職種においても全国値を上回っています。しかし、二次医療圏ごとにみると、雲南圏域では看護師が全国値を下回るなど、地域偏在がみられます。
- 県内には、看護師等学校養成所が9校(看護大学が2校、看護師養成所が5校、准看護師養成所が2校)あり、看護職の育成を行っています。少子化や進学傾向の変化により入学者が減少する中で、カリキュラムや実習体制を整え、質の高い教育の提供に努めています。9校のうち、看護大学2校、看護師養成所3校、准看護師養成所1校が県東部に、看護師養成所2校と准看護師養成所1校が県西部に立地しており、多くの卒業生が県内の医療機関で勤務しています。
- 病院では、産休育休取得者の増加や夜勤体制の見直しなどにより、また、介護保険施設・社会福祉施設では、医療・介護双方のニーズを有する利用者の増加に伴い医療的ケアの充実が求められていることなどにより、看護職員の需要が増加する一方で、少子化、過疎化により担い手となる若年層が減少し、看護師等学校養成所の受験者や、医療機関の採用試験の応募者の減少が生じており、その確保が課題となっています。

第7章 保健医療従事者の確保・育成

表7-3-1 年齢階級別看護職員数の状況

(単位：人)

年齢階級(歳)	保健師			助産師			看護師			准看護師		
	平成28(2016)	平成30(2018)	令和2(2020)	平成28(2016)	平成30(2018)	令和2(2020)	平成28(2016)	平成30(2018)	令和2(2020)	平成28(2016)	平成30(2018)	令和2(2020)
～24	23	30	33	24	17	24	659	676	635	73	39	42
25～29	56	59	64	67	80	57	1,004	1,064	1,169	87	82	71
30～34	65	75	71	45	40	60	1,053	1,023	1,005	164	136	109
35～39	72	72	62	42	37	34	1,152	1,144	1,176	263	221	189
40～44	72	77	74	37	41	51	1,039	1,166	1,182	243	294	271
45～49	51	54	59	29	29	31	848	941	1,032	324	258	243
50～54	56	43	43	33	29	21	837	820	815	409	354	300
55～59	66	70	59	20	25	33	920	894	858	577	510	411
60～	42	59	71	26	28	29	820	1,041	1,211	938	1,008	1,062
計	503	539	536	323	326	340	8,332	8,769	9,083	3,078	2,902	2,698

(注) 各年とも12月末現在

資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

表7-3-2 二次医療圏域別看護職員数（令和2年(2020)年12月末現在）

(単位：人)

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県	全国
実数	4,310	826	3,594	889	1,529	1,209	300	12,657	1,659,035
人口10万対	1,800.9	1,591.1	2,090.1	1,784.4	1,983.6	2,102.7	1,549.7	1,897.8	1,315.2

資料：全国及び島根県の数値は令和2年衛生行政報告例（厚生労働省）、県内各二次医療圏域の職員数は（保健師、助産師、看護師、准看護師）業務従事者届より集計し、人口は令和2年10月1日現在の島根県の推計人口（県統計調査課）を用いて算出しています。

表7-3-3 看護職員数の就業場所の状況

(単位：人)

職種	年	総数	病院	診療所	助産所	訪問看護ステーション	介護保険施設	社会福祉施設	保健所	市町村、都道府県	事業所	養成施設	その他
	平成30(2018)	539	25	4			2		72	363	35	13	25
	令和2(2020)	536	28	7		2	2	2	75	355	35	9	21
助産師	平成28(2016)	323	229	47	26	1				9		11	
	平成30(2018)	326	230	43	27	1				13		12	
	令和2(2020)	340	236	48	33	1				11		11	
看護師	平成28(2016)	8,332	5,833	792		369	833	243		60	32	121	49
	平成30(2018)	8,769	5,987	881		379	981	282		54	53	118	34
	令和2(2020)	9,083	6,083	963		427	1,040	317	1	49	48	114	41
准看護師	平成28(2016)	3,078	787	1,047		43	1,005	154		19	10		13
	平成30(2018)	2,902	688	975		35	1,014	149		18	16		7
	令和2(2020)	2,698	579	911		46	944	173		12	20		13

(注) 各年とも12月末現在。

資料：衛生行政報告例（厚生労働省）

- 専門性の高い看護師の養成については、令和5(2023)年5月末現在、特定行為研修の指定研修機関が県内に5施設あり、病院で79名、訪問看護ステーションで4名の研修修了者がいますが、引き続き研修修了者を養成していくための取組が必要です。認定看護師は、医療機関のニーズに応じた分野の認定看護師の養成ができるよう、県内での教育課程の開講等の取組が必要です。

表7-3-4 二次医療圏別特定行為研修修了看護師数(令和5年(2023)年5月末現在)

(単位:人)

	分類	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県	全国
実数	病院	27	4	30	2	8	6	2	79	6,875
	訪問看護ステーション	2	0	2	0	0	0	0	4	

資料:令和5年度特定行為研修・認定看護師に関する調査(県医療政策課)。全国の修了者数は、令和5年3月現在(厚生労働省医政局看護課)。なお、全国の修了者数は、病院・訪問看護ステーション以外の就業者を含む。

## (2) 歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士

- 歯科医師は、人口10万対では60.9人と、全国85.2人を24.3人下回っています。
- 県内における歯科医師の平均年齢は55.9歳と、全国の52.5歳を上回り高齢化が進んでいます。特に中山間地域・離島では、歯科医師の高齢化や後継者不足等により歯科診療所が減少しています。
- 令和5年度に島根県歯科医師会が実施した調査によると、半数を超える歯科診療所が60歳以上の開設者により運営されています。そのうち承継者がいる歯科診療所は4割に満たない状況であり、この傾向は中山間地域・離島に限らず、松江、出雲地区でも同様です。

表7-3-5 二次医療圏別歯科医師数(令和2年(2020)年12月末現在)

(単位:人)

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県	全国
実数	148	29	110	28	44	39	11	409	107,443
人口10万対	61.8	55.9	64.0	56.2	57.1	67.8	56.8	61.3	85.2

資料:令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)。ただし、県内各二次医療圏の人口は令和2年10月1日現在の島根県の推計人口(県統計調査課)を用いて算出しています。

- 人口10万人当たりの県の歯科衛生士、歯科技工士の就業者数は、それぞれ131.1人、36.7人で、全国の113.2人、27.6人を上回っていますが、二次医療圏別では地域によって偏在がみられます。
- 歯科医師数は全国よりも少ない状況にありますが、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の3職種が一体となって、歯科保健医療を支えています。
- 島根県歯科医師会の調査では、歯科衛生士の約3割が卒業後、早期(卒業後2~4年以内)に退職又は仕事への不満を抱えていることが指摘されています。

**表7-3-6 二次医療圏別歯科衛生士数（令和2年（2020年12月末現在）**

（単位：人）

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県	全国
実数	365	66	243	41	62	88	15	880	142,760
人口10万対	152.5	127.1	141.3	82.3	80.4	153.1	77.5	131.1	113.2

資料：全国及び島根県の数値は令和2年衛生行政報告例（厚生労働省）、県内各二次医療圏域の職員数は歯科衛生士業務従事者届より集計し、人口は令和2年10月1日現在の島根県の推計人口（県統計調査課）を用いて算出しています。

**表7-3-7 二次医療圏域別歯科技工士数（令和2年（2020年12月末現在）**

（単位：人）

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県	全国
実数	111	20	63	15	12	18	7	246	34,826
人口10万対	46.4	38.5	36.6	30.1	15.6	31.3	36.2	36.7	27.6

資料：全国及び島根県の数値は令和2年衛生行政報告例（厚生労働省）、県内各二次医療圏域の職員数は歯科技工士業務従事者届より集計し、人口は令和2年10月1日現在の島根県の推計人口（県統計調査課）を用いて算出しています。

### （3）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

- 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、医療施設のみならず、各種保健・福祉施設や在宅におけるリハビリテーションの推進のための人材の確保や資質の向上が引き続き必要です。  
また、県内の養成施設の卒業生が県内に定着するような方策を検討する必要があります。

### （4）管理栄養士・栄養士

- 患者の高齢化や生活習慣病の有病者の増加に伴い、栄養管理・栄養指導や栄養状態の評価等の専門職として、管理栄養士・栄養士の役割はますます重要になっています。
- また、在宅療養患者に対する栄養指導においては、介護従事者を含めた多職種との連携が求められます。

### （5）診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士等

- 人口の高齢化による医療需要の変化や医療技術の高度化等に対応するために、様々な職種による連携が不可欠です。
- これらの職種には県内に養成校がないものもあり、医療機関によっては必要な人員の確保が困難な状況にあります。

表7-3-8 二次医療圏別の医療従事者数

(単位：人)

職種	人数	年	全国	島根県	二次医療圏						
					松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐
歯科医師	実数	平成30(2018)	104,908	401	149	29	100	29	50	35	9
		令和2(2020)	107,443	409	148	29	110	28	44	39	11
歯科医師	人口 10万対	平成30(2018)	83.0	59.0	61.5	53.7	57.8	56.1	63.0	59.1	45.1
		令和2(2020)	85.2	61.3	61.8	55.9	64.0	56.2	57.1	67.8	56.8
保健師	実数	平成30(2018)	52,955	539	189	58	87	56	59	56	34
		令和2(2020)	55,595	536	177	60	91	60	61	60	27
保健師	人口 10万対	平成30(2018)	41.9	79.3	78.0	107.5	50.3	108.3	74.4	94.5	170.4
		令和2(2020)	44.1	79.9	74.0	115.6	52.9	120.4	79.1	104.4	139.5
助産師	実数	平成30(2018)	36,911	326	101	16	122	19	36	24	8
		令和2(2020)	37,940	340	91	18	135	21	34	29	12
助産師	人口 10万対	平成30(2018)	29.2	47.9	41.7	29.7	70.5	36.7	45.4	40.5	40.1
		令和2(2020)	30.1	50.7	38.0	34.7	78.5	42.2	44.1	50.4	62.0
看護師	実数	平成30(2018)	1,218,606	8,769	3,139	485	2,712	480	945	806	202
		令和2(2020)	1,280,911	9,083	3,260	515	2,792	519	958	842	197
看護師	人口 10万対	平成30(2018)	963.8	1,289.6	1,294.6	898.8	1,568.1	928.4	1,190.9	1,360.2	1,012.6
		令和2(2020)	1,015.4	1,353.4	1,362.2	992.0	1,623.7	1,041.8	1,242.8	1,464.4	1,017.7
准看護師	実数	平成30(2018)	304,479	2,902	836	247	640	289	534	277	79
		令和2(2020)	284,589	2,698	782	233	576	289	476	278	64
准看護師	人口 10万対	平成30(2018)	240.8	426.8	344.8	457.8	370.1	559.0	672.9	467.5	396.0
		令和2(2020)	225.6	402.0	326.8	448.8	335.0	580.1	617.5	483.5	330.6
歯科衛生士	実数	平成30(2018)	132,629	853	363	77	200	45	67	83	18
		令和2(2020)	142,760	880	365	66	243	41	62	88	15
歯科衛生士	人口 10万対	平成30(2018)	104.9	125.4	149.7	142.7	115.6	87.0	84.4	140.1	90.2
		令和2(2020)	113.2	131.1	152.5	127.1	141.3	82.3	80.4	153.1	77.5
歯科技士	実数	平成30(2018)	34,468	257	115	28	52	17	17	20	8
		令和2(2020)	34,826	246	111	20	63	15	12	18	7
歯科技士	人口 10万対	平成30(2018)	27.3	37.8	47.4	51.9	30.1	32.9	21.4	33.8	40.1
		令和2(2020)	27.6	36.7	46.4	38.5	36.6	30.1	15.6	31.3	36.2

資料：全国及び島根県の数値は医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）及び衛生行政報告例（厚生労働省）より、県内各二次医療圏別の医療従事者数については医師・歯科医師・薬剤師調査（厚生労働省）及び業務従事者届を用いた集計により、人口は各年10月1日現在の島根県の推計人口（県統計調査課）を用いて算出しています。

## (6) 医療従事者の勤務環境改善

- 平成27(2015)年4月に設置した「島根県医療勤務環境改善支援センター」事業として、医療機関の実態やニーズ等を把握するとともに、医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザーによる訪問支援を行っています。
- 医療機関の勤務環境改善を効果的に支援するために、島根県医師会、島根県看護協会、各病院団体、島根県薬剤師会、島根県社会保険労務士会、日本医業経営コンサルタント協会島根県支部、島根県労働局等からなる「島根県医療勤務環境改善支援センター運営協議会」を設置し、医療機関に対する総合的な支援方法等の協議を行っています。
- 「勤務環境改善計画」が策定されている病院は、67.4%（令和4(2022)年12月現在、46病院中31病院）であり、今後、PDCAサイクルにより計画的に勤務環境改善に取り組む仕

## 第7章 保健医療従事者の確保・育成

組み「医療勤務環境改善マネジメントシステム」の導入・定着を推進することが必要です。

- 令和6年(2024)年4月から医師にも時間外労働の上限規制が適用されることとなり、勤務医の労働時間短縮に向けた取組が必要です。

### 【施策の方向】

#### (1) 看護職員

- ① 看護職員の確保・定着に向け、引き続き「県内進学促進」「県内就業促進」「離職防止・再就業促進」「資質向上」の4本柱で積極的に事業を展開します。
- ② 県や市町村といった行政機関、県内の看護師等学校養成所や病院をはじめとする医療機関、県看護協会などの関係機関が連携し、教育体制を整え、地域で求められる看護職の育成を行います。
- ③ 看護職員の確保・定着のための事業を総合的に推進するため、「ナースセンター事業」の充実を図るとともに、次期「看護職員需給見通し」の策定にあわせ、島根県の看護職員の養成・確保対策について検証した上で、次の展開を図ります。

##### 1) 県内進学促進

- ① 「中学生・高校生の一日本看護体験」などを通して「看護の心」の普及・啓発に努めるとともに、「高校生のための進学ガイダンス」を実施し、進学支援を行います。
- ② 県内に設置されている9校の看護師等学校養成所において、教育体制を充実させることにより、県内進学者の確保を図ります。
- ③ 県では、県立高等看護学院を設置運営し、看護職の養成を行います。また、民間の看護師等学校養成所の運営費補助や、看護教員の計画的な研修受講支援を行います。

##### 2) 県内就業促進

- ① 「看護職のための病院ガイドブック」や、「看護学生と現場で働く看護師さんとの交流会」を通じて、県内医療機関の情報や、看護職員の募集状況などを広く情報提供することで県内就業の促進を図ります。
- ② 島根「ふるさと」看護奨学金「U・Iターン枠」「過疎・離島枠」の貸与により、離島や中山間地域への就業促進及び地域偏在の是正を図ります。

##### 3) 離職防止・再就業促進

- ① 病院内保育所に対する運営費補助や、新人看護職員研修に対する支援等、離職防止に関する取組について支援します。
- ② 島根県ナースセンターによる「再就業チャレンジ講習会」の実施やナースバンク事業による各種相談業務を行うことで、再就業の促進を図ります。  
平成27(2015)年の「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により、離職中の

看護師等のナースセンターへの届出が努力義務とされたことから、専用サイト「とどけるん」の普及・啓発、離職者に対するきめ細やかな支援により、潜在看護師の再就業促進を図ります。

また、令和6(2024)年度から運用開始される予定の「デジタル改革関連法を踏まえた看護職の人材活用システム」を活用し、個々の看護師等の特性に応じた職業紹介、就業に関する相談、復職に資する研修情報の提供等を実施していきます。

#### 4) 資質向上

- ① 急性期医療から在宅医療等を支える特定行為研修を修了した看護師の養成について、目標人数を県内の就業者数で病院195名、訪問看護ステーション17名とし、計画的に養成していくため、看護師の特定行為研修の受講に対する支援を行います。また、特定行為研修の受講を促進するため、病院や訪問看護ステーションの受講ニーズの把握や課題抽出を行った上で、指定研修機関及び実習を行う協力施設の確保や、研修体制の整備に向けて検討を進めます。

表7-3-9 特定行為研修修了看護師数目標人数

(単位：人)

	分類	項目	現状 (令和5年5月現在)	令和8(2026) 年度	令和11(2029) 年度
目標人数	病院	新規養成者数	-	56	60
		就業者数	79	135	195
	訪問看護 ステーション	新規養成者数	-	5	8
		就業者数	4	9	17

資料：令和5(2023)年度5月末現在の就業者数は、令和5年度特定行為研修・認定看護師に関する調査(県医療政策課)。

目標値は、病院の受講ニーズや常勤職員数7名以上の訪問看護ステーション数等をもとに積算。

- ② 島根県立大学の「しまね看護交流センター」に設置している、認定看護師教育課程の運営により、高い臨床推論力と病態判断力に基づいた水準の高い看護の提供や、看護実践を通じた看護職の指導や、看護職をはじめとした医療従事者へのコンサルテーションを行う「認定看護師」の育成を行います。
- ③ 医療施設間における助産師の出向・受入れを支援することにより、助産師の偏在是正や助産実践能力の強化など、助産師の資質の向上に取り組みます。

#### (2) 歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士

- ① 歯科保健医療対策の充実に向けて、関係者による会議等を活用して議論を行います。
- ② 特に歯科医師が少ない中山間地域・離島等においても歯科医療を継続して提供できるよう、県、市町村、大学及び島根県歯科医師会等が連携し、歯科医師の確保に向けた検討を進めます。
- ③ 歯科衛生士及び歯科技工士を安定的に養成・確保できるよう、引き続き島根県歯科医師会等の関係機関と連携して取組を進めます。また、養成施設卒業後においても、スキルアップや離職防止・復職支援のための研修会を開催する等、必要な支援を行います。

### **(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士**

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士については、県内の養成施設が理学療法士は4校、作業療法士は3校、言語聴覚士は1校となり、養成力は充実してきていますが、今後、地域的な偏在も予想されることから、県内の需給状況を見極めながら関係団体などの協力を得て人材の確保や資質の向上といった社会的要請に応えられるよう努めていきます。

### **(4) 管理栄養士・栄養士**

- ① 島根県栄養士会等関係機関・団体と連携し、資質向上に向けた研修会等の取組に対して支援します。

### **(5) 診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士等**

- ① 多様化・高度化している医療ニーズに対応できるよう、医療機関や関係団体等と連携し、人材確保や資質向上等の取組について検討を進めます。

### **(6) 医療従事者の勤務環境改善**

- ① 医師等の偏在など医療従事者の確保が困難な中、県民に質の高い医療を提供するためには、医療機関における医療従事者が健康で安心して働くことができる環境整備を進める必要があり、県の「医療勤務環境改善支援センター」による医療機関への取組の支援を行います。
- ② 医業経営アドバイザー、医療労務管理アドバイザー等の支援により、各医療機関の「医療勤務環境改善マネジメントシステム」の導入・定着を図ります。
- ③ 医療勤務環境改善支援センター運営協議会にて、地域の実情に応じた対策を総合的に実施できるよう関係機関・団体と連携した取組を推進します。
- ④ 令和6(2024)年4月から医師にも時間外労働の上限規制が適用されることとなり、勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備を行う医療機関の取り組みの支援を行います。